

平成22年3月26日 稲垣会長より

お世話になります。

協議会役員様から連絡がありましたので、報告します。

四月以降の、医療保険改正に伴い、入院時の入院先におけるカンファレンスの増大、早いタイミングでの退院調整、在宅調整の話題が増えていくことが見込まれます。

その中で、現在要介護認定の新規受付、区変受付の「退院日が明確でないと…」といった窓口対応において、四月以降は、法改正に伴い、柔軟な対応をするように、といった了解を得ていただいたそうです。

毎回、ばたばたのあのタイミングで、認定も決まらない、包括なの居宅なの？ 要介護2以上の福祉用具サービスは入れているの？と現場はお悩みのこと。

今後は窓口にて、法改正に伴いタイミングが変わっている旨申し出ていただき、利用者さん、家族のために早めの申請事務で対応ください。

よろしくご査収ください。

介護保険サービス事業者協議会居宅支援事業部会

株式会社 五月商店 介護支援部 稲垣光晴